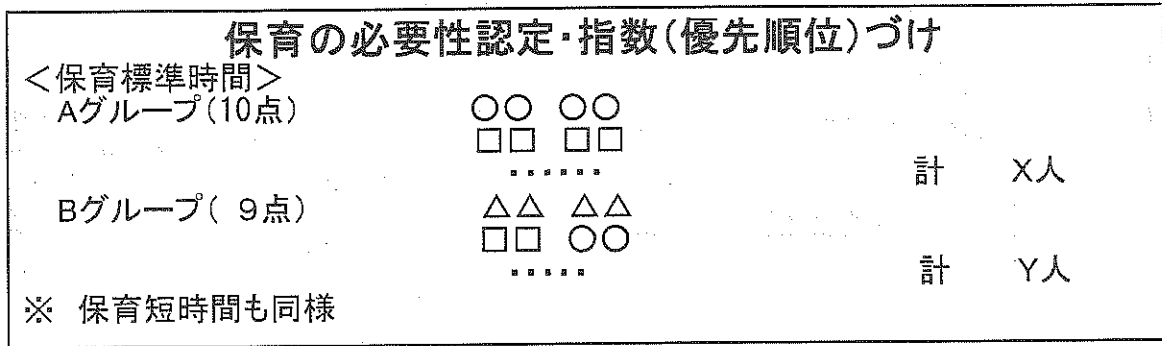
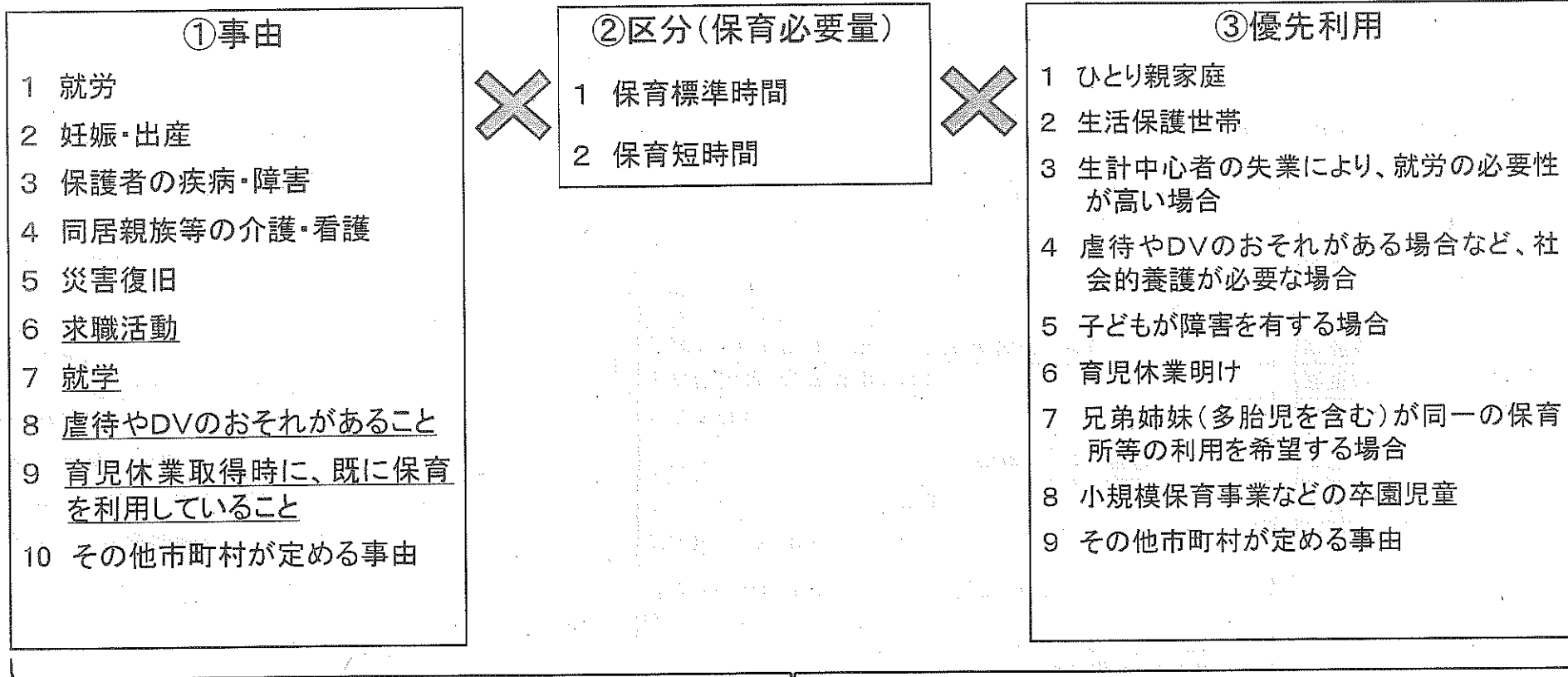


資料 4

保育の必要性の認定について③

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



【保育認定の基準】

①保育の必要性の事由

現行制度(鹿沼市)	新制度(国の認定事由)	変更点
○児童の保護者のいずれもが以下の各号に該当すること、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められた場合	○児童の保護者のいずれもが以下の各号に該当すること	同居親族が保育できる場合は優先利用の指数に位置づける。
①就労(居宅外)	①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にはすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労を除く) ・居宅内労働(自営業、在宅勤務等)を含む	変更なし
②就労(居宅内・内職)	②妊娠中、出産後間もない	変更なし
③妊娠中、出産後間もない	③保護者の疾病、負傷、障害	変更なし
④保護者の疾病・負傷・障害	④同居及び長期入院等している親族の介護・看護	変更なし
⑤同居親族の介護	⑤災害復旧	変更なし
⑥災害復旧	⑥求職活動(起業準備を含む)	変更なし
⑦市長が認める前各号に類する状態 ・就学等 ・不存在 ・求職 ・要支援家庭(虐待、DV等)	⑦就学(職業訓練校等による職業訓練を含む)	変更なし
	⑧虐待やDVのおそれがあること	
	⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	変更なし
	⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	

※①～⑨までは、「内閣府令で定める事由」となるため、基本は国が提示する事由のとおりとなるが、⑩については、市が独自に事由を定めることができる。

② 保育の必要量の区分

現行制度(鹿沼市)	新制度(国の認定事由)	変更点
保育提供時間(開所時間) 11時間/日、年間約300日 平均275時間/月(11時間×300日/12カ月) 原則的な保育時間 8時間/日、年間約300日 平均200時間/月(8時間×300日/12カ月) 延長あり	【保育標準時間(1日11時間までの利用)】 平均275時間/月(最大292時間、最低212時間) 【保育短時間(1日8時間までの利用)】 平均200時間/月(最大で212時間)	国の基準どおり
就労時間(運用) 1カ月80時間以上 (週4日×1日5時間×4週以上)	【保育標準時間】 1カ月あたり120時間以上(週30時間程度以上) 【保育短時間】 就労下限時間は1カ月あたり48～64時間の範囲内で市町村が設定	64時間を予定

※ 就労下限時間は、1カ月あたり48～64時間の範囲内で市町村が設定する。
 就労時間について、現行1カ月あたり80時間以上であるが、64時間以上としたい。

※48時間 ・より多様な就労形態が利用しやすいが、利用希望者数の増加が見込まれる。

※64時間 ・現在、利用できない方でも、保育が必要であると認定されるようになる。

③ 優先利用(利用調整)

優先利用については、現行制度で実施している「鹿沼市保育の実施基準指数表」と国の示している③を勘案しながら、指数を検討する。